

別紙

大学における学割証発行の運用の見直しについて

1 行政相談の概要

私が在学している大学では学割証の年間発行枚数が 10 枚に制限されているため、帰省や就職活動等で使い切ってしまう足りない。他大学のように年間発行枚数の制限を撤廃してほしい。

(注) 1 相談者：私立 A 大学の学生、出身地は B 県

2 当該大学は、当局が照会したところ、自主的に制限を撤廃した。

2 制度の概要

- (1) 学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）制度は、各旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）が指定する学校（学校教育法第 1 条の規定による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園のほか JR の指定を受けた学校。以下「指定学校」という。）の学生・生徒を対象として、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施するものである。

学生・生徒に対する学割証の発行は、各指定学校において行うこととされている。

学生・生徒は、学割証を JR の窓口提出すると、片道の営業距離が 100 km を超える区間の普通乗車券を 2 割引で購入できることとされている。

学割証の使用目的は、原則として、「休暇や所要による帰省」、「学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動」、「就職又は進学のための受験等」など 7 項目とされている。

- (2) 学割証の配付に関する事務は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施しており、毎年 1 回、機構は指定学校に対し、当該年度の使用状況及び翌年度の使用見込みに関する調書作成を依頼し、それを機構で取りまとめ、文部科学省を通じ JR に連絡することとしている。

JR では、調書に基づく学割証を機構を通じて各指定学校に配付している。

- (3) 機構では、学割証の発行枚数について、表 1 のとおり、「学割証の取扱いに関する Q&A」をホームページに掲載するとともに、毎年指定学校に送付

する調書作成依頼文書に添付し、使用目的の範囲内であれば枚数の制限はない旨を周知している。

一方で、機構は、極力追加交付を避けるため適正な学割証の管理を指定学校に求めている。

表1 指定学校に対する学割証の発行枚数等についての周知内容

質問事項	回答内容(抜粋)
<p>前任者より「1人10枚までの制限がある」と引き継ぎました。</p> <p>11枚目を希望する学生に発行できますか。</p>	<p><u>「1人10枚まで」との制限はありません。</u>（「以前、旧文部省より「1人10枚を算出基準とし各校に配付する」との文書が出されておりましたが、現在は毎年10月に学校から提出いただく「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調書」に基づき配付しております。調書は十分精査の上、作成願います。」</p>
<p>就職活動等が例年より多く、6月頃の交付までに不足することが確実な場合はどうすればよろしいですか。</p>	<p>「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の使用に関する調書」をご提出いただく際に不足のないよう、精査いただくのが原則です。学割証は調書に基づき配付しておりますので、まず在庫を精査し、キャンパス間で融通する等、<u>極力追加交付を避けるようにしてください。</u></p>

(注)機構ホームページに掲載されている「学割証の取扱いに関するQ&A（平成30年6月）」に基づき当局が作成。

3 調査結果

当局では、上記の行政相談を踏まえ、東北管内の国公立大学52校における学割証の取扱いについて、調査を実施した（国立大学7校は実地調査、公・私立大学45校はアンケート調査）。

(1) 調査対象52校における学割証の発行状況

調査対象52校における学割証の発行状況を見ると、表2のとおり、22校（国立大学6校及び公・私立大学16校）において、学生1人当たりの年間発

行枚数を制限している。

発行制限している 22 校の制限枚数をみると、年間 10 枚としているのが国公立の 19 校、20 枚としているのが国立の 2 校、30 枚としているのが公立の 1 校となっている。

表 2 調査対象 52 校における学割証の年間発行枚数の制限状況 (単位：校)

区分	調査対象 大学数	学割証の発行制限		制限ありの場合、制限 の内容
		制限なし	制限あり	
国立大学	7	1	6	年間 10 枚まで 4 校 年間 20 枚まで 2 校
公立大学	11	5	6	年間 10 枚まで 5 校 年間 30 枚まで 1 校
私立大学	34	24	10	年間 10 枚まで 10 校
計	52	30	22	年間 10 枚まで 19 校 年間 20 枚まで 2 校 年間 30 枚まで 1 校

(注) 当局の調査結果による。

年間発行枚数を制限している 22 校について、制限枚数を超えた場合の対応をみると、表 3 のとおり、22 校とも学生からの要望に応じて学生課等の窓口で追加発行する取扱いとしている。

このとおり、機構の通知に反して学割証の年間発行枚数を 10 枚等と実質的に制限している大学はみられなかった。

表 3 制限枚数を超えた場合の対応状況 (単位：校)

区分	調査対象 大学数	年間発行枚 数を制限し ている大学	制限枚数を超えた場合の対応	
			追加発行する	追加発行なし
国立大学	7	6	6	0
公立大学	11	6	6	0
私立大学	34	10	10	0
計	52	22	22	0

(注) 当局の調査結果による。

(2) 国立大学における学割証の発行状況（別添 1、2 参照）

ア 実地調査した国立大学 7 校では、1 校は年間発行枚数を制限していないが、残り 6 校は年間発行枚数を制限している。その 6 校は学割証を自動発行機により発行しており、自動発行機での学生 1 人当たりの年間発行枚数を超える場合には、学生課等の窓口申請することで追加発行する仕組みとなっている。

国立大学 7 校のうち年間発行枚数を制限している 6 校について、制限枚数を超えた場合の窓口での追加発行の状況を聴取したところ、次のとおり、年間 100 人以上の追加発行を行っている例もみられた。

なお、追加発行する学生は年間 2～3 人であるが、追加発行の周知を行っていないので、知らない学生もいるとしている大学もみられた。

- 制限枚数（10 枚）を超えて追加発行する学生は延べ年間 100 人前後
- 制限枚数（10 枚）を超えて追加発行する学生は延べ年間 140 人程度
- 制限枚数（20 枚）を超えて追加発行する学生は延べ年間 10 人程度
- 制限枚数（10 枚）を超えて追加発行する学生は延べ年間 10 人未満
- 制限枚数（10 枚）を超えて追加発行する学生は延べ年間 13 人
- 制限枚数（20 枚）を超えて追加発行する学生は年間 2～3 人（追加発行の周知を行っていないので、知らない学生がいる可能性はある。）
- 多い学生で、一人年間 30 枚程度の学割証を追加発行

イ 自動発行機での年間発行枚数を制限している国立大学 6 校から、制限の理由を聴取したところ、表 4 のとおり、大別すると、①特段の理由はなく、これまでの慣例による、②10 枚で足りている、③学生に節度ある使用を考えさせるため、④大量発行を防止する・発行枚数を管理するとなっている。

また、制限を撤廃した場合の支障を聴取したところ、表 4 のとおり、①特段の支障はない、②学生が大量発行する等により学割証用紙が不足して機構に追加発行を依頼しなければならなくなるおそれがあるとしている。

表 4 国立大学 6 校における自動発行機での年間発行枚数の制限理由等

事項	理由・支障
学割証の発行枚数を制限している理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の理由はないが、他大学の状況やこれまでの慣例に倣ったものと思われる ・ 年間 10 枚の制限で不都合はなかった ・ 使用目的が教育的な理由に限定されているため、10 枚で問題ないと思われる ・ 1 人 10 枚の設定で大半の学生は間に合っていると考えられ、10 枚以上必要であれば追加発行すれば足りる ・ 節度ある使用を学生に考えさせるため ・ 学生に計画的な使用を促すため ・ 不必要な大量発行を防ぐ効果がある ・ 制限を設けないと使用目的を偽った申請、必要以上の枚数の発行が発生する可能性がある ・ 発行枚数管理という点では、ある程度上限を設け、不足が生じた場合に追加発行するのが現実的
制限枚数を撤廃した場合の支障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にない ・ 学生が大量発行する・目的外使用の増加・無駄な使用の増加により、発行枚数が増え、学割証用紙が不足し、機構に追加発行を依頼しなければならなくなるおそれ

(注) 当局の調査結果による。

ウ 自動発行機での年間発行枚数を制限している国立大学 6 校において、制限枚数を超える場合の窓口での追加発行の取扱いを学生に対してどのように周知しているか調査したところ、表 5 のとおり、周知が不十分となっている状況がみられた。

表5 国立大学6校における自動発行機での制限枚数を超えた場合の取扱いの周知状況

大学名	学生への学割証発行の周知媒体		
	ホームページ	自動発行機への 掲示等	学生ハンドブック等
弘前大学	×	○	×
岩手大学	×	×	×
秋田大学	×	×	×
東北大学	×	○	○
山形大学	×	○	×
福島大学	○	○	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ○は周知されているもの、×は周知されていないものを示す。

3 —は、学生ガイドブック等はホームページに掲載しており、紙媒体では作成していないことを示す。

〔周知されている例〕 自動発行機に追加発行の表示有り
 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）は10枚で一度発行上限となります。就活などでそれ以上に必要になった場合は都度追加発行できるようにします。

〔周知されていない例〕 自動発行機に追加発行の表示なし
 学割証は年間10枚以内です。

4 行政苦情救済推進会議の意見

- (1) 各大学とも自動発行機での年間発行枚数を超える場合には、担当窓口で追加発行可能な取扱いとしているが、周知が不十分であれば、それを知らずに追加発行を諦めてしまう学生がいるのではないか。
- (2) 自動発行機での年間発行枚数の制限を超えた場合の取扱いは、一部大学で実施しているように自動発行機に表示すべきである。
- (3) 自動発行機で発行枚数を制限しないとした場合、不必要な大量発行が心配との大学側の意見については理解できる面もある。

- (4) 学割証の年間発行枚数については、大学によって状況が異なるため、各大学が発行実態に合わせ、柔軟に見直すことを検討すべきではないか。
- (5) 制限枚数を超えて窓口で追加発行する件数が多い大学もあり、今回の調査結果を契機に、大学側に学割証の年間発行枚数の在り方について見直すことを提案してもよいのではないか。

5 あっせん事項等

【あっせん事項】

各大学は、学割証の目的の範囲内であれば、自動発行機での年間発行枚数の制限を超えて窓口で追加発行が可能であることを学生が理解できるよう、自動発行機、ホームページ、学生ガイド等に明記するなど、周知の徹底を図る必要がある。

【参考連絡事項】

各大学は、学生の負担軽減等の観点から、自動発行機による年間発行枚数について、それぞれの大学の実情を踏まえ、改めて見直しを検討することが望ましい。